相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県三戸郡三戸町大字斗内字扨ヶ平一〇二番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　米倉　正榮

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月二十二日

青森県八戸市内丸一丁目六番二四号Nビル三階A号　八戸シティ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　木村　哲也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県那珂市菅谷一五八二番地二一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　嶋﨑　晴雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月二十二日

茨城県水戸市五軒町一丁目三番四号渡辺ビル三階

相続財産管理人　弁護士　萩野谷　興

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県行田市大字南河原一六一八、最後の住所埼玉県行田市大字南河原一五七五番地　被相続人　亡　柿沼　俊文

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月二十二日

埼玉県熊谷市宮町一丁目六三番地

相続財産管理人　弁護士　小鮒　成忠

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県館山市安東四五二番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　村松　博文

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月二十二日

事務所千葉県館山市北条四九〇番地九鈴木ビル二階

相続財産管理人　弁護士　村松　浩二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県南砺市田屋二三番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　中家　莊明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月二十二日

事務所富山県砺波市広上町七番四号

相続財産管理人　司法書士　五島　肇

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県下伊那郡阿南町東條五一四番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　松澤　すみ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月二十二日

長野県飯田市小伝馬町一丁目三五九四番地七

相続財産管理人　下平　秀弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府京都市左京区浄土寺西田町七三番地、最後の住所岐阜県岐阜市北一色七丁目一四番一七号　被相続人　亡　山本　静江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月二十二日

事務所岐阜市金町一―四朝日生命岐阜ビル三階　長良川法律事務所

相続財産管理人　弁護士　御子柴　慎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県沼津市高島町一八番、最後の住所静岡県沼津市高島町一八番一号ビューネ沼津高島町四〇二号　被相続人　亡　野口美沙代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月二十二日

事務所三重県津市西丸之内三三番一四号

相続財産管理人　司法書士　森川　清文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分県別府市大字内竈一四五五番地、最後の住所大分県別府市中央町八番三〇号　被相続人　亡　吉井　央一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月二十二日

大分市新川町一丁目一番三三―三〇二号サンテラス東新川

相続財産管理人　中村　亮佑

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成23年4月22日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①みずほ信不動産販売株式会社　②国土交通大臣(6)3529　③代表取締役　遠山光良　④東京都中央区八重洲１丁目１番８号　廃止した従たる事務所　東京都新宿区四谷二丁目２番２号　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都中央区八重洲１丁目１番８号　みずほ信不動産販売株式会社　代表取締役　遠山光良

①ピーエスディ株式会社　②東京都知事(10)29688　③代表取締役　藤田嗣昭　④東京都千代田区三番町２番地　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都千代田区三番町２番地　ピーエスディ株式会社　代表清算人　村井俊広

①有限会社小立屋商事不動産部　②東京都知事(13)12479　③取締役　渡邉忠興　④東京都北区滝野川六丁目86番11号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都北区滝野川六丁目86番11号　有限会社小立屋商事不動産部　取締役　渡邉忠興

①有限会社柏野ビル　②神奈川県知事(3)1081　③代表取締役　柏野明惠　④横浜市中区常盤町４丁目39番地トピービル９階　⑤1000万円　⑥神奈川県知事　⑦横浜市中区常盤町４丁目39番地トピービル９階　有限会社柏野ビル　代表取締役　柏野明惠